

北海道商工業振興審議会条例施行規則

(昭和38年規則第131号)

最終改正 平成25年3月29日

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道商工業振興審議会条例（昭和37年北海道条例第28号）第6条の規定に基づき、北海道商工業振興審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(会長及び副会長に事故があるときの代理)

第3条 会長及び副会長共に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員が会長の職務を代理する。

(表決)

第4条 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第5条 部会は、専門的事項の調査審議のため審議会が必要と認めたとき、その都度置く。

2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 部会は、会長の指名する委員及び特別委員をもって組織する。

(部会長)

第6条 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び特別委員のうちから互選する。

2 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員及び特別委員のうちから部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

4 第2条及び第4条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員及び議事に関係のある」とあるのは「部会に属する委員及び」と読み替えるものとする。

5 部会長は、付議事項について調査審議したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

(会長への委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年4月1日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月24日規則第17号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。